

地方創生に係る国の動向等について

【地方創生関連交付金】

交付金名	交付率	上限	審査の有無	本市交付額
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）	10/10	国試算	無	65,512千円
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）基礎交付分	10/10	国試算	無	42,036千円
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）上乘せ交付分：タイプⅠ	10/10	3～5千万円	有	22,869千円
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）上乘せ交付分：タイプⅡ	10/10	1千万円	無	10,000千円
地方創生加速化交付金	10/10	4～8千万円	有	79,871千円
地方創生推進交付金	1/2	先駆タイプ	有	—
		横展開タイプ		
		隘路打開タイプ		
地方創生拠点整備交付金	1/2	3～6千万円	有	—

※地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金については、「地域再生計画」の作成が必須。

<平成28年度実施交付金活用事業（平成27年度補正予算）>

○地方創生加速化交付金（国予算総額：1,000億円）

《境港市》交付決定額：79,871千円

（単独事業分）

実施事業	事業費
①外国人観光客対応力強化事業	25,600千円
②未来健康予測による健康のまちづくり事業	20,000千円

（広域連携事業分）

実施事業	事業費
①中海・宍道湖・大山圏域ブランド化推進プロジェクト	22,200千円
②中海・宍道湖・大山圏域のローカル・イノベーション推進プロジェクト	3,800千円
③鳥取県西部圏域移住定住推進加速化連携事業	5,538千円
④伯耆国「大山開山1300年祭」推進事業	1,223千円
⑤パワードby大山：DMO設立基盤構築事業	1,510千円

<平成28年度以降の地方創生関連交付金>

地方創生推進交付金（国予算総額：1,000億円※事業費ベース2,000億円）

事業概要・目的	<p>○平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設</p> <p>①自治体の自主的・主体的な取組で、先導的な物を支援</p> <p>②地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保</p>
事業イメージ・具体例	<p><対象事業></p> <p>①先駆性のある取組</p> <p>例) 日本版DMO、生涯活躍のまち、働き方改革等</p> <p>②既存事業の隘路を発見し、打開する取組</p> <p>③先駆的・優良事例の横展開</p> <p><手続き></p> <p>○自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定。</p>
算定基準	<p>○事業費の1/2を交付金、残りの1/2については、地方財政措置を講じる。</p> <p>○各自治体の申請上限数は3事業まで（広域連携事業を含む場合には4事業まで）</p>

○地方創生推進交付金申請（予定）事業（平成28年度）

（広域連携事業分）

実施事業	全体事業費	境港市負担額
①名峰「大山」とともに生きる・大山の自然、歴史文化を活かした広域観光推進事業	71,000千円 (35,500千円)	0千円
②中海・宍道湖・大山圏域ブランド化推進プロジェクト	4,200千円 (2,100千円)	300千円 (150千円)
③中海・宍道湖・大山圏域のローカル・イノベーション推進プロジェクト	4,200千円 (2,100千円)	300千円 (150千円)

※（ ）内は交付金申請額（対象事業費の1/2）

<p>①名峰「大山」とともに生きる・大山の自然、歴史文化を活かした広域観光推進事業</p> <p>○大山開山1300年祭、鳥取県西部圏域の自然、歴史文化の情報発信事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PR映像制作、案内掲示板等の整備 ・大山山麓周辺の空店舗活用整備、大山の食推進PR など
<p>②中海・宍道湖・大山圏域ブランド化推進プロジェクト</p> <p>○外国人観光客受入体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連業合同研修会の開催経費 ・商店、飲食、宿泊、交通の各分野での分科会研修の開催経費
<p>③中海・宍道湖・大山圏域のローカル・イノベーション推進プロジェクト</p> <p>○産学・医工連携支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の取組についての調査・研究 ・支援体制整備の検討会開催 ・支援事業内容についての検討 ・支援体制運営準備

地方創生拠点整備交付金（国予算総額：900億円※事業費ベース1,800億円）

<p>事業概要・目的</p>	<p>○地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進めることを目的として創設。</p>
<p>事業イメージ・具体例</p>	<p>〈対象事業〉 地方版総合戦略に位置付けられた事業のうち、地方創生という観点から未来への投資の基盤となることを明確にしている施設整備等を対象とする。 (具体例) ○ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等 ○地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備 ○生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等 ○小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む） 〈手続き〉 ○自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定</p>
<p>算定基準</p>	<p>○事業費の1/2を交付金、残りの1/2については、地方財政措置を講じる。 ○各自治体の交付上限の目安は3～6千万円。</p>